

令和8年度(2026年度)

事業計画書

熊本県産業技術センター

目 次

第1	はじめに	1
第2	管理運営	
1	組織機構	2
2	職員数の推移	2
3	業務分担表	3
4	職員名簿	5
5	予算状況	6
6	情報の発信	7
第3	政策方針事業	
1	技術交流研究開発事業	8
2	ものづくり研究開発事業	9
3	材料・地域資源研究開発事業	10
4	バイオ・食品研究開発事業	11
5	農産加工研究開発事業	12
6	農産加工研修指導事業	13
7	新規外部資金等活用事業	14
8	低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業	15
9	企業と社会のサステナビリティを実現する人材育成事業	15
10	食品産業におけるPFAS除去技術の開発支援事業	16
第4	一般支援事業等	
1	一般支援事業	17
2	中核企業技術高度化支援事業	20
3	計量検定事業	20
第5	試験研究機器導入計画	
1	公益財団法人 JKA(競輪)補助事業	22
2	産業技術センター試験研究備品導入事業	22
3	低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業	22
4	食品産業におけるPFAS除去技術の開発支援事業	23
第6	関連団体の事業	
1	熊本県産業技術振興協会	24
2	一般社団法人 熊本県溶接協会	24
3	熊本県ものづくり工業会	25
4	一般社団法人 熊本県計量協会	26
5	一般社団法人 熊本県工業連合会	26
6	熊本県発明協会	27
7	一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会	28
	参考資料	
1	熊本県産業技術センター条例	29
2	熊本県産業技術センター処務規程	31
3	熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱	36

第1 はじめに

熊本県産業技術センターの使命は、「売れるものづくり」、「儲かるものづくり」、「持続可能なものづくり」を目指す地域企業に技術相談、設備開放、依頼試験・分析、共同研究開発、技術講習会・技術者研修等の多様な技術的支援を提供するとともに、計量の実施の確保を通じ、地域産業の振興を図ることにあります。

私たちは、「地域に、より貢献する産業技術センターへ」をスローガンに、持続的で活力あふれる熊本の未来を実現するために、産業の活性化と未来社会の課題解決を両立させる技術開発や企業支援を目指し、技術創造と人材育成を推進して参ります。また、地域企業が県内外の組織と連携する際の橋渡し役を担いつつ、挑戦する地域企業の研究・開発から事業化までを伴走支援することを目指しています。そのために、今年度は以下に重点的に取り組みます。

- 1 ニッチトップ技術の創出支援
- 2 連携による半導体関連産業の新価値創造支援
- 3 DX活用による生産現場の強靱化と生産性向上の実現
- 4 環境対応と省力化による持続的成長の実現
- 5 企業成長を促す深化した伴走型支援の展開

これらにより、新産業創出や生産性の向上を具現化するとともに、新たな課題とその解決に果敢に挑戦し、「熊本県産業成長ビジョン」や「くまもと半導体産業推進ビジョン」等の県の産業振興政策実現に貢献するイノベーション拠点となる事を目指します。

地球温暖化や環境汚染、人口減少・少子高齢化による慢性的な人手不足、自然災害の頻発、さらには急激な円安や中東情勢による資材高騰・調達難など、地域産業を取り巻く環境は益々厳しさを増しています。先行き不透明な世界経済の状況を見据え、私たちは地域企業の皆様と協力して、これらの課題を産業技術により解決するとともに、「経済安全保障」の具体化にも取り組みます。

熊本県産業技術センターは、保有する施設・機器を最大限有効活用し、地域の発展に向け邁進して参ります。地域企業に寄り添い、効果的かつ効率的な運営を進め、関係する技術者や研究者の皆様が利用し易いセンターを目指して参ります。皆様のご理解・ご支援と一層のご活用をお願い致します。

令和8年(2026年)4月

熊本県産業技術センター
所長 平井 寿敏

第2 管理運営

1 組織機構

<令和8年(2026年)4月1日現在>

職員数=47名

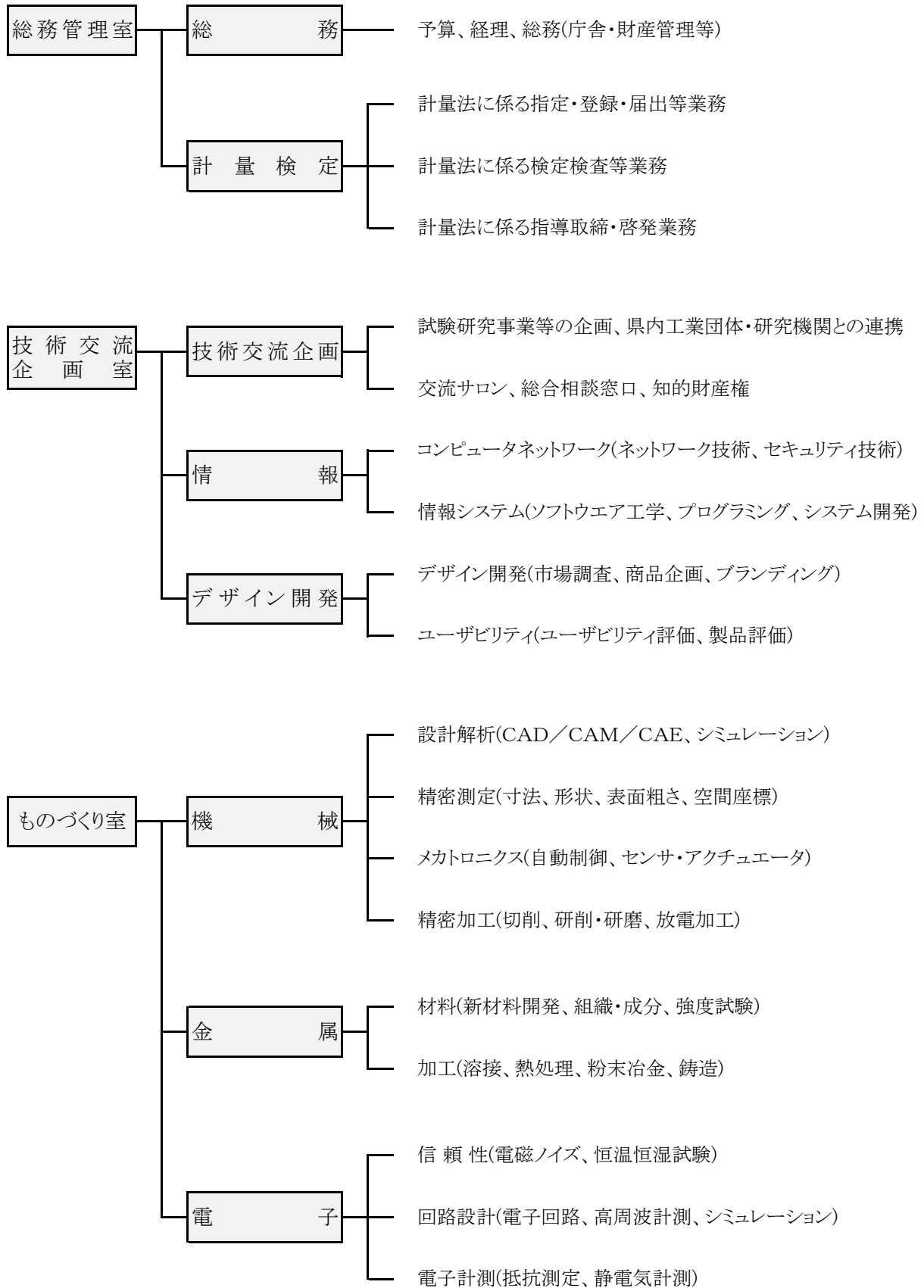
所長<任> 次長<事> 次長<技> 産業振興顧問<嘱>	総務管理室 (8名)	室長(次長兼務)1、主幹2(うち1名は再任用)、参事3、主任主事2、主事1
	技術交流企画室 (7名)	研究主幹兼室長1、研究参事3、研究主任3(うち1名は再任用)
	ものづくり室 (8名)	研究主幹兼室長1、研究参事2、研究主任4、技師1
	半導体技術室 (4名)	研究主幹兼室長1、研究参事1、研究主任2
	材料・地域資源室 (7名)	研究主幹兼室長1、研究参事2(うち1名は再任用)、研究主任4
	食品加工技術室 (9名)	主幹兼室長1、参事1、研究参事4、研究主任1、研究員2

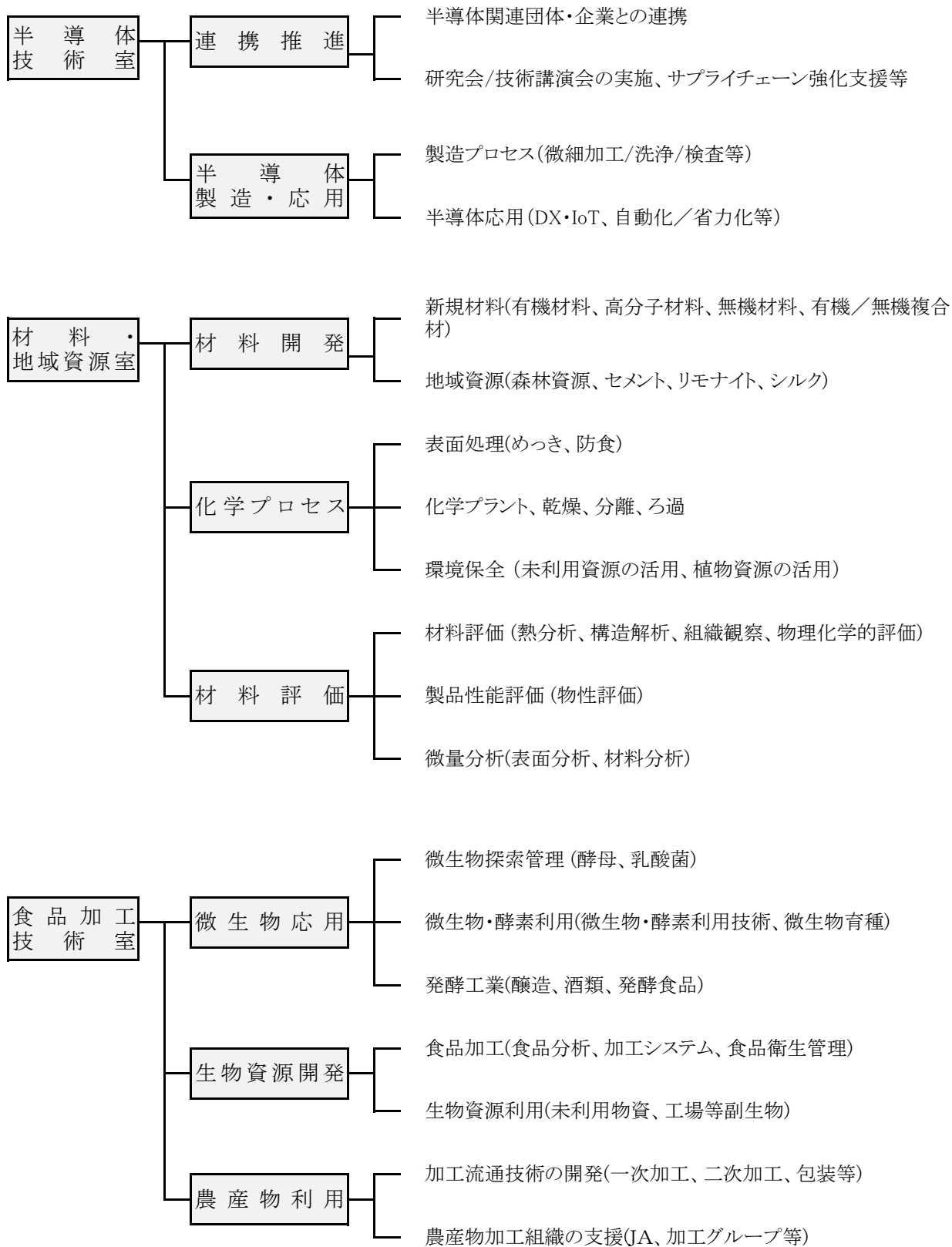
(注)嘱:特別職非常勤職員

2 職員数の推移

	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
研究職	33	31	30	31	32	31	32	33	33	32
事務職	9	9	8	8	7	7	7	8	8	9
技術職	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3
技能職	3	3	3	3	3	3	3	2	1	1
その他	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2 (任,嘱)	2 (任,嘱)	1 (嘱)	1 (嘱)	2 (任,嘱)	2 (任,嘱)	2 (任,嘱)
計	50	48	46	47	47	46	47	48	47	47

3 業務分担表





4 職員名簿

部署及び職名		氏 名	部署及び職名	氏 名	
所 長		平井 寿敏	(ものづくり室)	研究主任	前田 和輝
次 長(事) (兼総務管理室長)		西川 明之		研究主任	池田 朋弘
次 長(技) (兼産業支援課課長補佐)		森山 芳生		研究主任	鈴木 克彰
産業振興顧問		今村 徹		技 師	齋藤 幸雄
総務管理室	(兼)室長	西川 明之	半導体技術室	研究主幹 (兼室長)	道野 隆二
	主 幹	白石 奈美		研究参事	濱嶋 英樹
	主 幹	津川 尚美		研究主任	山口 良一
	参 事	相良 八住司		研究主任	朝長 伸吾
	参 事	大島 宏文	材 料 ・ 地域資源室	研究主幹 (兼室長)	城崎 智洋
	参 事	田口 あゆみ		研究参事	堀川 真希
	主任主事	内野 香織		研究参事	永岡 昭二
	主任主事	猿渡 崇人		研究主任	大城 善郎
主 事	尾口 貴宥	研究主任		龍 直哉	
研究主幹 (兼室長)	佐藤 達哉	研究主任		吉田 恭平	
研究参事	黒田 修平	研究主任		野口 サララ	
技術交流 企画室	研究参事	松尾 英信	食品加工 技術室	主 幹 (兼室長)	深嶋 ひとみ
	研究参事	石橋 伸介		参 事	狩集 由美
	研究主任	藤野 加奈子		研究参事	佐藤 崇雄
	研究主任	渡辺 秀典		研究参事	田中 亮一
	研究主任	中川 優		研究参事	齋田 佳菜子
	研究主幹 (兼室長)	川村 浩二		研究参事	三牧 奈美
研究参事	甲斐 彰	研究主任		東田 知洋	
研究参事	百田 寛	研究員	村田 結希		
研究主任	村井 満	研究員	山田 凜		

5 予算状況

(単位:千円)

事業名	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	左の財源内訳						
				一般 財源	使用料 手数料	県債	財産 収入	寄付金	国庫	諸収入
人件費	360,375	378,576	384,419	384,419	0	0	0	0	0	0
政策方針事業	技術交流研究開発事業	2,563	2,520	2,160	2,160	0	0	0	0	0
	ものづくり研究開発事業	4,125	4,320	4,320	4,320	0	0	0	0	0
	材料・地域資源研究開発事業	2,541	2,520	2,520	2,520	0	0	0	0	0
	バイオ・食品研究開発事業	1,507	1,800	2,160	2,160	0	0	0	0	0
	農産加工研究開発事業	1,142	1,080	1,080	1,080	0	0	0	0	0
	新規外部資金等活用事業	168,503	173,847	253,184	0	0	0	0	0	253,184
	国等の新規提案公募型事業	141,221	147,174	218,201	0	0	0	0	0	218,201
	カスタムメイド試験研究事業	24,432	23,823	26,150	0	0	0	0	0	26,150
	シーズ創造プログラム事業	2,850	2,850	8,833	0	0	0	0	0	8,833
	デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業	1,099	0	0	0	0	0	0	0	0
	DX導入モデル企業支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県内被災地域の食品加工産業への支援事業	0	11,717	0	0	0	0	0	0	0
	中小企業半導体サプライチェーン強化事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業	0	11,205	9,628	5,039	0	0	0	4,589	0
	企業と社会のサステナビリティを実現する人材育成事業	0	8,998	7,237	3,744	0	0	0	3,493	0
	くまもと地域産業の持続的発展と水資源保全を両立させる先進技術の社会実装事業	-	15,558	13,360	6,829	0	0	0	6,531	0
	小計	181,480	233,565	295,649	27,852	0	0	0	14,613	253,184
投資事業	産業技術センター試験研究備品導入事業	13,310	9,287	10,483	6,483	0	0	4,000	0	0
	一般支援事業(投資分) JKA(競輪)補助事業	32,024	32,065	33,000	11,000	0	0	0	0	22,000
	小計	45,334	41,352	43,483	17,483	0	0	4,000	0	22,000
部局別枠予算	運営管理費	160,165	157,235	80,987	61,085	13,643	0	259	0	6,000
	中核企業技術高度化支援事業	11,993	11,993	11,993	11,993	0	0	0	0	0
	センター設備緊急修繕事業	2,733	0	0	0	0	0	0	0	0
	研修指導事業(食品加工技術室)	408	1,009	1,009	1,009	0	0	0	0	0
	一般支援事業	4,663	7,650	7,750	6,842	0	0	8	0	900
	一般支援事業	4,663	7,650	7,750	6,842	0	0	8	0	900
	依頼試験事業(食品加工技術室)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計量検定事業	25,231	27,386	27,772	20,992	6,780	0	0	0	0
	計量器検定事業	18,874	20,833	21,103	14,323	6,780	0	0	0	0
	計量器定期検査事業	6,357	6,553	6,669	6,669	0	0	0	0	0
	計量関係取締事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	205,193	205,273	129,511	101,921	20,423	0	267	0	6,900	
合計	792,382	858,766	853,062	531,675	20,423	0	267	4,000	14,613	282,084

6 情報の発信

(1) 報告書等の発行・発信

- ・令和8年度(2026年度) 事業計画書の発行
- ・令和7年度(2025年度) 業務報告書の発行
- ・令和7年度(2025年度) 研究報告の発行

(2) 技術情報等の発信

- ・熊本県産業技術センターメールマガジン(お知らせメール)の配信(随時)

(3) ホームページ運営(更新と情報機能強化)

- ・ホームページアドレス <https://www.kumamoto-iri.jp/>

第3 政策方針事業

1 技術交流研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
デザインと AI・DX を活用した中小製造業の持続的競争力強化に関する研究 R8～R10	新規	中小製造業の持続的な競争力を高めるため、デザイン技術による自社の強みの明確化、AI・DX を活用した効率的な人材育成や生産性向上を可能にする手法について研究を行う。	◎総括 佐藤 達哉	2,160 (千円)
デザインと AI・DX を活用した中小製造業の持続的競争力強化に関する研究 R8～R10	新規	本研究では以下の2つのテーマを実施する。 ①中小企業の「らしさ」を軸とした持続的成長支援プロセスの構築研究 ②現場力向上を支える AI・DX 活用に関する研究	佐藤 達哉 黒田 修平 松尾 英信 石橋 伸介 渡辺 秀典 中川 優	

2 ものづくり研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
製造現場における評価技術の高度化に資する研究 R7～R8	継 続	輸送用機械器具製造業は、従業員数が多いが、付加価値額の総額が極端に少ない。従業員一人当たりの付加価値が低い“装置産業＋労働集約型”の典型であり、歩留と生産能力の向上が重要な課題である。そこで、製品品質の安定化や現場の生産能力向上、さらには技術伝承など人手不足問題の解消に向けて、製造現場の課題解決に取り組み、県内企業の稼ぐ力の底上げに繋げる。	◎総括 川村 浩二	4,320 (千円)
PCD 製切削工具の刃先鋭利化に向けた研磨手法の開発 R7～R8	継 続	PCD 製工具の刃先鋭利化及び長寿命化に向けた研磨手法を開発するため、以下のテーマに取り組む。 ①回転定盤の局所温度検出の高精度化 ②回転定盤の局所温度制御法の最適化 ③微小出隅部の形状測定方法の確立	村井 満 鈴木 克彰 川村 浩二 渡辺 秀典 道野 隆二 濱嶋 英樹 山口 良一	
軽金属合金における時効条件最適化手法の確立 R7～R8	継 続	アルミニウム合金の時効条件最適化手法を確立するため、以下のテーマに取り組む。 ①アルミダイカスト薄肉品の時効特性の把握 ②速度論による過程のモデル化 ③非破壊/準非破壊的な硬さ測定の製造現場での適用に関する検討	池田 朋弘 百田 寛 甲斐 彰 前田 和輝 齋藤 幸雄 朝長 伸吾	

3 材料・地域資源研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
持続可能社会構築に資する材料・プロセス開発 R8～R10	新規	SDGs 達成に資する機能性材料・プロセスを研究・開発することを目的として、パーソナルケア関連、省エネ材料、エネルギー変換材料、エレクトロニクス関連に加えて、半導体関連プロセスの開発を推進し、持続的な成長とカーボンニュートラルなど社会課題解決による社会のサステナビリティ実現に向け、更なる技術の向上を図る。	◎総括 城崎 智洋	2,520 (千円)
環境調和型機能性材料に関する基礎開発 R8～R10	新規	①セルロースやシルクを用いた化粧品や医薬品原料としての生分解性微粒子の開発を実施する。 ②天然由来ナノファイバーを用いた施工性に優れた熱制御塗料の開発を実施する。 天然由来材料を基盤としたナノスケール半導体微粒子による発光材料の開発を実施する。	城崎 智洋 堀川 真希 龍 直哉	
環境負荷低減プロセスに関する基礎開発 R8～R10	新規	① レーザーを用いた材料表面の超平坦化プロセスの開発を実施する。 ② 天然由来材料を用いた研磨材による半導体材料研磨プロセスの開発を実施する。 ③超音波やファインバブルを用いた環境負荷の低い材料洗浄プロセスの開発を実施する。 ③ 低コストで高効率な燃料電池や水素製造等へ応用可能な酸化物触媒の開発を実施する。	永岡 昭二 大城 善郎 吉田 恭平 野口 サララ	

4 バイオ・食品研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
発酵醸造プロセスにおける微生物制御に関する研究 R8～R10	新規	発酵食品の発酵・醸造プロセスには優良微生物以外にも多種多様な微生物が関わっていることが明らかになっている。添加する微生物や蔵付き微生物の複雑な関わりについて、次世代シーケンサーを用いた菌叢解析により可視化を行い、新商品開発の加速や衛生管理技術の向上をサポートする。	◎総括 深嶋 ひとみ	2,160 (千円)
伝統的発酵醸造食品の発酵プロセスにおける微生物叢の可視化 R8～R10	新規	①発酵醸造中の製品よりサンプリングを行い、生菌数や成分分析、発酵に関わる微生物の DNA 抽出を行う。 ②発酵に関わる微生物の DNA から、16SrRNA 遺伝子の増幅、次世代シーケンス(NGS)用サンプル調製を行い、配列の解析を行う。 ③微生物群集構造解析により、サンプルごとの微生物叢の多様性や占有率などを調べ、発酵期間の推移による微生物叢の変化について把握し、生菌数や成分分析との相関性について比較検討する。	齋田 佳菜子 田中 亮一 佐藤 崇雄 藤野 加奈子 村田 結希 山田 凜	

5 農産加工研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
地域資源を活用した高付加価値化に関する研究 R7～R8	継 続	技術相談、依頼試験、農業生産現場の課題から見えてきた市場ニーズにこたえるため、食品加工技術室のもつ組織力（高機能な分析機器による解析能力、微生物活用能力）を活かし食品加工におけるニッチトップ技術を開発する。	◎総括 深嶋 ひとみ	1,080 (千円)
栗麴の製麴技術の開発と発酵食品への応用 R7～R8	継 続	栗を麴の原料とする際の、製麴に適した原料処理方法及び製麴条件の検討、酵素活性や成分等の麴特性評価を行い、栗麴の製麴技術開発を確立し、新たな発酵食品を開発する。	東田 知洋 三牧 奈美 水上 浩之 佐藤 崇雄 狩集 由美	
地理的表示登録製品の品質評価技術の確立 R7～R8	継 続	GI 保護制度に登録された産品である「菊池水田ごぼう」の収穫時期や貯蔵温度ごとの品質評価を行い、機能性成分等の特性を評価することで、他産地との差別化を図り競争力を高めるための品質評価技術を確立する。	三牧 奈美 東田 知洋 水上 浩之	

6 農産加工研修指導事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
加工技術向上事業	継 続	<p>県内の食品企業や法人を含めた農産加工組織に対して、ニーズに応じた加工技術及び人材育成支援を図り、新商品開発へつなげる。</p> <p>①食品企業、農業団体、法人を含めた農産加工組織等を対象に技術研修会を開催する。</p> <p>②加工食品の開発や改良を目的とした試作や技術研修を実施する。</p> <p>③地域での課題解決のため、要請に対応した現地指導・現地研修を行う。</p> <p>④農商工連携、農福連携推進のための情報収集・提供</p>	<p>狩集 由美</p> <p>深嶋 ひとみ</p> <p>三牧 奈美</p> <p>東田 知洋</p> <p>水上 浩之</p>	<p>1,009</p> <p>(千円)</p>

7 新規外部資金等活用事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
国等の新規提案 公募型事業	継 続	<p>地域企業の新技術・新製品開発を支援するために、共同研究や国等の研究資金の獲得を目指す。</p> <p>①日本学術振興会科学研究費補助金</p> <p>②科学技術振興機構研究成果最適展開支援プログラム</p> <p>③その他の競争的研究資金制度や企業との共同研究等</p>	各室担当者	218,201 (千円)
カスタムメイド 試験研究事業	継 続	<p>個々の企業に合わせた研究開発や測定・分析などの要望に対応するため、企業から受託料を受け入れて試験研究を実施する。</p> <p>以下に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められる場合に受け入れる。</p> <p>①熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの</p> <p>②県の産業振興に寄与するもの</p>	各室担当者	26,150 (千円)
シーズ創造 プログラム事業	継 続	<p>永続的な“売れるものづくり”を実践するため、研究員の将来的な技術資産等(シーズ)蓄積を図る。</p>	各室担当者	8,833 (千円)

8 低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業	継続	半導体関連企業の熊本への進出が急速に拡大しており、環境負荷低減への取組みが必要である。さらに半導体の前工程や製造装置等の研究開発の推進による競争力強化が必要である。本事業により、環境負荷の低い半導体関連製造プロセスを開発し、県内企業に普及させることにより、GXの推進を実現する競争力のある半導体産業の確立につなげる。	城崎、堀川、永岡、大城、龍、吉田、野口	9,628 (千円)

9 企業と社会のサステナビリティを実現する人材育成事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
企業と社会のサステナビリティを実現する人材育成事業	新規	企業と社会のサステナビリティの課題解決に向けた技術の習得を目的として、DX、GX、低環境負荷関連の技術研修の実施と先端研究に取り組む人材の育成及び、当該研修で習得した技術を、各企業の課題に合わせて現場に実装するための伴走型支援を行う。	石橋、佐藤(達)、川村、道野、城崎、深嶋、黒田 ※所内全体で対応予定	7,237 (千円)

10 食品産業における PFAS 除去技術の開発支援事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
食品産業における PFAS 除去技術の開発支援事業	継 続	<p>食品の製造に地下水を使用する産業に対して有機フッ素化合物 (PFAS) 除去剤の開発と使用条件の最適化、製造現場への社会実装に向け以下の取り組みを行う。</p> <p>①PFAS のモニタリングと製品品質に与える影響調査 ②地下水における微量金属の変動に関する調査 ③食品製造現場における有害物質除去技術の開発</p>	佐藤 崇雄 村田 結希	13,360 (千円)

第4 一般支援事業等

1 一般支援事業

- (1) 技術課題等の解決のため、技術相談・技術指導を行います。
 (2) 当センターが保有する設備機器の開放を行います。

以下に記載するものは設備機器の一部ですが、その他の設備機器及び使用料等詳細については、当センターのホームページをご覧ください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<https://www.kumamoto-iri.jp/> 】

設置場所	設備機器名	概要
機械加工実験室など (精密機械分館、電子機械分館、本館)	X線CT検査装置	非破壊で内部欠陥検査や簡易寸法を計測
	電子線マイクロアナライザー(EPMA)	精密機械部品や半導体回路の表面の元素を検出
	固体元素分析装置	金属材料(固体)の成分分析
	レーザー顕微鏡	三次元の表面形状を観察・測定
	EMI計測システム	電子機器から発生する電磁ノイズを測定
	恒温恒湿器	温・湿度に関する耐環境試験
	CAD/CAM/CAEシステム	コンピュータ支援による設計、加工システム
	TDRオシロスコープ	電気信号伝送性能を測定
	硬さ標準システム	ビッカース硬さを測定、自動マッピング可能
	CNC旋盤	NC旋盤とマシニングセンタの機能を持った工作機械
	射出成形機	主に熱可塑性樹脂を所望の形状へ加工
	混練性・押出性試験機	ゴムやプラスチックなど、材料の加工性を評価
	騒音計	製品から発生する音の定量的評価、音源探査も可能
	真空脱脂焼結炉	真空や不活性ガス雰囲気中での熱処理
	3Dプリンタシステム	3Dデータから直接3Dモデルを造形
	非接触三次元デジタイザ	測定物の表面形状を高密度な三次元点群データとして出力
	多軸複合加工支援システム	同時5軸加工機、机上計測装置及びCAMを組み合わせた複合的な加工支援システム
	非破壊検査システム	超音波および過電流による探傷
	多機能CAEシステム	コンピュータ支援による設計検証・性能評価
	高周波計測システム	電磁波ノイズの測定および耐性の評価
摩擦摩耗試験システム	摩擦抵抗や摩耗度合いを測定	

設置場所	設備機器名	概要
機械加工実験室など (精密機械分館、電子機械分館、本館)	大規模流体解析システム	対象物内外の流れを解析する設計支援システム
	分光スペクトル解析システム	微小な色の違いをスペクトルで捉えることができるシステム
	精密切削加工システム	ヘール加工機能や安定切削領域解析を備えた高精度マシニングセンタ
	熱機械分析装置	材料の熱や荷重に対する変形挙動を計測する装置
	造形装置 (FDM、光造形、高強度・耐熱 MEX 等)	3D データから直接3D モデルを造形
	微細レーザー露光・加工複合装置	半導体デバイスの不良解析やテスト品製造
ケミカル材料試験室・機器分析室・耐環境試験室など (本館、精密機械分館、電子機械分館)	EDS付走査型電子顕微鏡	材料や部品等の微細構造観察と組成分析
	耐候性試験装置	材料・製品等への紫外線照射による材料評価
	塩水噴霧装置	製品・部品等への塩水噴霧による耐食性評価
	蛍光X線分析装置	製品・部品等に対する不純物等の非破壊元素分析
	X線回折装置	結晶構造の評価
	ICP 発光分光分析装置	溶存金属の定量分析
	比表面積測定装置	粉体の表面積の評価
	接触角計	材料表面のぬれ性評価
	粒子物性評価装置	ゼータ電位、粒子径測定
	ラマン分光分析装置	ラマンスペクトルによる物質の同定
	分光光度計	透過率、反射率の測定
	粘度計	粘度の測定
	示差熱熱重量同時測定装置	物質の示差熱熱重量の測定
	示差走査熱量計	物質の示差熱量の測定
	粒子圧壊力測定装置	微粒子の力学強度の評価
	元素分析測定装置	有機化合物の元素分析、C, H, N, S の分析
原子間力顕微鏡	材料の表面形状測定	
食品機器分析室など (食品加工分館、本館)	ガスクロマトグラフ質量分析計	揮発性物質(香り成分など)の定性及び定量分析
	液体クロマトグラフ質量分析計	高極性物質の定性及び定量分析
	紫外可視分光光度計	液体試料のスペクトル測定、定量分析
	マイクロ波プラズマ原子発光分光分析装置	ミネラル等の元素分析

設置場所	設備機器名	概要
	トランス脂肪酸分析装置	トランス脂肪酸の定量分析
	顕微鏡システム	微生物や食品中の異物等の観察及び画像撮影
	振とう培養機	酵母など微生物の培養
	味認識装置	塩味や旨味などの味の相対的評価
食品加工試作 実験室 (食品加工分 館)	電気式オーブン	食品の加熱加工と多機能加熱調理が可能
	超微粒粉碎機	食品やその原料の粉碎
	果汁飲料製造装置	果汁飲料、ドレッシング、ソース等を容器に定量充填が可能
	食品用高圧殺菌機	食品の加圧加熱殺菌
	減圧加熱煮練機	減圧下で濃縮した高品質ジャム・エキス等の製造
	穀類粉碎機	穀類等の粉碎
	食品用乾燥システム	水分減少をモニタリングしながら食品の乾燥が可能



印がついている機器は、公益財団法人 JKA(競輪)の補助を受けて導入しました。

※公益財団法人 JKAは競輪とオートレースの振興法人です。

(3) 依頼試験・分析等を行います。

ご希望の方は、事前に分析内容等について当センターにメール又は電話にてお尋ね下さい。

また、手数料については、当センターホームページをご覧ください。

担当部署	項目	内 容
ものづくり室	機械試験	金属・機械材料強度試験
	金属試験	非破壊検査、溶接曲げ、マクロ試験、金属組織、金属分析
	形状測定	三次元形状測定、非接触座標測定、真円度測定、表面粗さ測定、レーザ顕微鏡(表面観察、非接触表面粗さ測定)等
材 料 ・ 地域資源室	物性分析	有機材料、高分子材料、無機材料、鉱物
	表面分析	無機材料、有機材料、高分子材料
	構造分析	有機材料、高分子材料、無機材料、鉱物
食品加工 技 術 室	食品試験	食品成分分析、微生物・酵素試験、食品化学・物理試験

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<https://www.kumamoto-iri.jp/> 】

(4) 企業の技術者や研究者、高専生、大学学部生、大学院生等を一定期間受け入れ、技術者養

成を行います。

- (5) 企業技術者の専門的知識の向上・改善を図るため、技術普及講習会や研修会を開催します。(別表1を参照)
- (6) 熊本県みそ醤油工業協同組合から委託を受けて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく醤油の格付検査を実施します。(しょうゆ農林規格格付け事業)

2 中核企業技術高度化支援事業

当センターが構築したコンピュータネットワークシステムを利用して、中核企業・進出企業等の技術開発及び技術の高度化を積極的に支援します。

3 計量検定事業

- (1) 計量関係事業者(製造、修理、販売、計量証明、適正計量管理等)の登録・届出の受付や指定等を行います。
- (2) 特定計量器の検定・検査を実施します。
 - ① 検定検査に必要な質量基準器(例:はかり、分銅)、体積基準器(例:基準タンク)等の基準器検査
 - ② タクシーメーター、自動車等給油メーター、アネロイド型圧力計、質量計等の検定
 - ③ はかり等の定期検査(指定定期検査機関へ委任)
- (3) 取引や証明での適正な計量を確保するために、商品量目立入検査、特定計量器立入検査、事業所等立入検査等の指導取締を行います。
- (4) 計量制度の普及啓発のため、計量教室等を開催します。
- (5) 計量証明事業所で必要となる資格試験【主任計量者試験】を実施します。

(別表1)

技術普及講習会・研修会実施計画

	講習会・研修会等の名称	回数	予定年月 (R=令和)	備考
技企 術画 交室 流	技術普及講習会 (情報技術)	2	R8.6 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (デザイン開発)	1	R8.6 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
も の づ く り 室	技術普及講習会 (CAD/CAM/CAE)	2	R8.6 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (金属材料分析)	2	R8.7 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (電子技術)	3	R8.6 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (機械加工・計測技術)	2	R8.7 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
半 導 体 技 術 室	半導体に関する講習会	1	R8.6 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (3Dプリンター)	1	R8.6 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (振動測定)	1	R8.6 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
材 料 ・ 地 域 資 源 室	レーザー、AI に関する技術講演会	1	R8.5	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	超音波に関する技術講演会	1	R8.9	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	赤外分光分析に関する技術講演会	1	R8.12	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	樹脂材料に関する技術講演会	1	R9.2	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
食 技 品 術 加 室 工	食品加工技術講習会	3	R8.7 ～R9.3	熊本県産業技術振興協会 食品加工専門部会と共催
	食品加工技術研修会	4	R8.7 ～R9.3	(一部) くまもと農業アカデミーと共催
	人材育成セミナー	6	R8.7 ～R9.3	熊本県産業技術振興協 食品加工専門部会等と共催

※ 具体的な日程は、当センターホームページ等で確認してください。

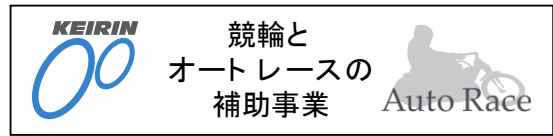
【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<https://www.kumamoto-iri.jp/> 】

第5 試験研究機器導入計画

県内中小企業等に対する技術指導や依頼試験等に必要となる試験研究機器について、以下の事業を活用して導入する予定です。

1 公益財団法人 JKA(競輪)補助事業

(令和8年度に導入予定の機器)



名 称	機 器 の 概 要
電磁ノイズ設計支援システム	電磁ノイズ設計支援システムは、電子機器から発生する電磁ノイズを設計および評価・対策の両面を支援できるシステムである。電磁ノイズ試験に対する手戻りを削減し、設計・試作・評価(試験)を効率化することができます。

2 産業技術センター試験研究備品導入事業

(令和8年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
全窒素測定装置	試料を高温で燃焼させて発生した窒素酸化物を還元し、窒素ガスとして検出・定量する装置です。測定された窒素量に係数を乗じることで粗タンパク質量を算出できるため、食品原料や加工品、小麦、大豆、米、食肉、乳製品などの品質管理や栄養成分表示に欠かせない装置です。

3 低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業

(令和8年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
段差計	試料表面の凹凸を高精度に測定する装置です。先端の尖った針を試料表面に接触させ、サンプルステージを直線的に移動させることによって、段差、うねり、粗さなどの表面形状を検出することができます。

4 食品産業におけるPFAS除去技術の開発支援事業

(令和8年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
卓上走査型電子顕微鏡	電子線を試料表面に照射し、発生した二次電子や反射電子を検出することで、微細構造の形態観察や組成分析を行う装置です。

第6 関連団体の事業

1 熊本県産業技術振興協会

1 目的

本県産業の進歩発展を図るため、熊本県産業技術センターに協力し、産業技術の向上と合理化を図り、会員相互の親睦を深めていきます。

2 事業計画の概要

- (1) 熊本県産業技術センターメールマガジンによる各種情報の発信
- (2) 専門部会による技術普及講習会等の開催
- (3) 熊本県収入証紙の売りさばき

3 事務局

熊本県産業技術センター 本館1階総合執務室内

電話(代表) 096-368-2101

FAX 096-369-1938

E-mail kawabe@kumamoto-iri.jp

2 一般社団法人 熊本県溶接協会

1 目的

県内関係業界と地元大学及び熊本県産業技術センターの相互連携のもと、県内企業の溶接に関する技術、技能の向上及び普及を図ります。

2 事業計画の概要

(1) 溶接技能者評価試験の実施

実技講習会(年月日)	学科及び実技試験日	場 所
第1回 令和8年4月5日(日)	4月11日(土)、12日(日)、 18日(土)、25日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(4/21のみ)
第2回 令和8年8月16日(日)	8月22日(土)、23日(日)、 29日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(8/25のみ)
第3回 令和8年12月6日(日)	12月12日(土)、13日(日)、 19日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(12/8のみ)

(2) 溶接技術競技大会開催及び参加

名 称	開催年月日	場 所
第59回 熊本県溶接技術競技大会	令和8年9月12日(土)	熊本県産業技術 センター
第56回 九州・沖縄地区 溶接技術競技会	令和8年5月31日(日)	ポリテクセンター鹿児島
第71回 全国溶接技術競技会	令和8年10月10日(土)、 11日(日)	北海道苫小牧市
第23回 熊本県高校生ものづくり コンテスト 溶接部門	令和8年6月14日(日)	熊本県立熊本工業高校
第18回 九州地区高校生溶接技術 競技会	令和8年8月1日(土)、 2日(日)	長崎県立長崎高等技術専 門校

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内

電話(直通) 096-369-5519

FAX 096-369-5724

E-mail jwes-kumamoto@kumamoto-iri.jp

3 熊本県ものづくり工業会

1 目的

「ものづくり」の基盤をなす事業団体として、その「ものづくり」の進歩発展のため、産学官の相互連携による生産技術、経営の向上と合理化を図ります。

2 事業計画の概要

(1) 総会 令和8年5月15日(金)KKR ホテル熊本

(2) 理事会 (6回/年)

(3) プラスチック成形射出成形作業講習会 (5・6月:熊本県立技術短期大学校)

(4) 先進地見学会 (11月予定)

(5) 新春講演会 (1月予定)

(6) 分科会 (4回/年 予定)

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内
電話(直通)/FAX 096-365-3938
E-mail monodukuri@jqkk.jp

4 一般社団法人 熊本県計量協会

1 目的

本県の計量に関する知識の普及・啓発、計量に関する調査・研究及び計量法に基づく検査事業等を行うことにより、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図り、もって県民の経済発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

2 事業計画の概要

- (1) 計量に関する知識の普及・啓発
- (2) 計量に関する調査・研究
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量に関する講演会、講習会等の開催
- (5) 計量関係功労者等の表彰
- (6) 関係行政機関及び関係団体との協調・連携
- (7) 計量器代検査に関する事業
- (8) 指定定期検査機関に関する事業
- (9) 指定計量証明検査機関に関する事業
- (10) 計量器検定業務事業
- (11) 熊本県収入証紙の売りさばき
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内
電話(直通) 096-367-7816
FAX 096-288-9972
E-mail kuma-keikyou@feel.ocn.ne.jp

5 一般社団法人 熊本県工業連合会

1 目的

- (1) 熊本県内誘致企業と地場企業との生産連携強化
- (2) 大学や行政機関とのネットワーク形成
- (3) 既存団体間の連携強化

2 事業計画の概要

- (1) 半導体関連等のビジネス部会や研究会の運営によるビジネスチャンスの創出
- (2) 台湾とのビジネス交流会・他県工業連合会との交流・各種展示会への出展支援をはじめ、販路拡大のための総合支援
- (3) 工業高校等進路担当者との情報交換や中堅社員研修等の人材確保・育成
- (4) 大学や高等専門学校との包括連携に基づくビジネス機会の創出
- (5) 産業振興の発展を目指し、熊本県知事及び熊本市長への施策提言
- (6) 技術力向上や形成の安定化、社会的な地位向上に大きく貢献した企業に「熊本県工業大賞」を授与

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階

電話(直通) 096-285-8131

FAX 096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

6 熊本県発明協会

1 目的

発明の奨励・知的財産権制度の普及啓発等の事業を推進し、新技術開発の創出・支援、次代を担う子供たちを育む青少年創造性育成事業など、地域経済の活力や技術開発を支援します。

2 事業計画の概要

- (1) 九州地方発明表彰事業
「R8年度九州地方発明表彰式」熊本開催(11月5日)
- (2) 全国発明表彰への推薦
- (3) 発明奨励・普及事業
- (4) 戦略的知的財産活用推進事業
- (5) 熊本県発明工夫展開催事業
- (6) 全日本学生児童発明くふう展への出展
- (7) 未来の科学の夢絵画展への出展
- (8) 少年少女発明クラブ運営事業協力

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階((一社)熊本県工業連合会内)

電話(直通) 096-360-3291

FAX 096-214-2030

E-mail jiii-43@gaea.ocn.ne.jp

7 一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会

1 目的

県下の情報サービス産業が抱える共通課題を解決すべく結束し、産学官の連携を図りつつ、高度情報化社会のリーダーとして地域社会に貢献します。

2 事業計画の概要

- (1) ITビジネス委員会および研究会部会によるビジネスの創出
- (2) 各種セミナーによる技術支援及び啓発
- (3) 産学官連携によるビジネスモデルの創出
- (4) 各種IT展示会への出展支援
- (5) 熊本県知事及び熊本市長への施策提言

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階

電話(直通) 096-285-8131

FAX 096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

熊本県産業技術センター条例

(昭和27年6月14日条例第42号)

熊本県工業試験場設置条例を公布する。

熊本県産業技術センター条例 (題名改正・平成19年条例第22号)

(設置の目的)

- 第1条 産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)を置く。
- 2 センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

(位置)

第2条 センターは、熊本市に置く。

(組織)

第3条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

- 第5条 センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。
- 2 前項の使用料の額は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第6条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月22日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成元年3月25日条例第26号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。(後略)

附 則 (平成4年3月22日条例第30号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成7年3月16日条例第24号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成9年3月25日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

附 則（平成10年3月25日条例第10号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年3月23日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成13年3月23日条例第16号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成19年3月16日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年3月23日条例第20号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月28日条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第29号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成31年3月22日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表の改正規定及び次項の規定は平成31年4月1日から、第5条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は平成31年10月1日から施行する。（後略）

附 則（令和4年3月23日条例第12号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和5年3月24日条例第12号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）

附 則(令和7年3月26日条例第17号)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。（後略）

別表(第5条関係)

設備	単位	金額
化学試験・化学加工設備	1台30分につき	240円以上3,910円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験・食品加工設備	1台30分につき	70円以上6,090円以下の範囲内で知事が定める額
機械試験・機械加工設備	1台30分につき	150円以上6,040円以下の範囲内で知事が定める額
金属試験・金属加工設備	1台30分につき	200円以上5,460円以下の範囲内で知事が定める額
電気試験・電気加工設備	1台30分につき	200円以上1,900円以下の範囲内で知事が定める額
有機薄膜試験・有機薄膜加工設備	1台30分につき	320円以上6,060円以下の範囲内で知事が定める額

備考 使用時間が30分未満のとき、又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。

熊本県産業技術センター処務規程

(昭和31年6月1日訓令第1248号)

熊本県工業試験場処務規程を次のように定める。

熊本県産業技術センター処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターに次の室を置く。

- (1) 総務管理室
- (2) 技術交流企画室
- (3) ものづくり室
- (4) 半導体技術室
- (5) 材料・地域資源室
- (6) 食品加工技術室

(次長等)

第3条 センターに次長を置く。

- 2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 3 各室にそれぞれ室長を置く。
- 4 室長は、所長の命を受け、担当事務を処理する。
- 5 センターに審議員を置くことができる。
- 6 審議員は、上司の命を受け、産業技術の試験研究に関する重要な事項を審議する。
- 7 センターに、首席研究主幹を置くことができる。
- 8 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。
- 9 センターに、主幹、研究主幹、参事及び研究参事を置くことができる。
- 10 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 11 研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する事務を処理する。
- 12 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 13 研究参事は、上司の命を受け、試験研究に関する業務に従事する。

(分掌事務)

第4条 各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室

- (1) 公印に関すること。
- (2) 所属職員の人事及び服務に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 経理に関すること。
- (5) 県有財産の管理並びに物品及び製作品の出納保管及び検収に関すること。
- (6) 所内事務の統一調整及び取締りに関すること。
- (7) 計量関係の登録及び届出並びに適正計量管理事業所の指定に関すること。
- (8) 計量器の検定及び検査並びに基準器の検査に関すること。
- (9) 計量取締に関すること。

- (10) 適正な計量の実施を確保するための指導、普及及び啓発に関する事。
- (11) その他他室に属しない事。

技術交流企画室

- (1) 技術情報の収集及び分析並びに技術交流企画に関する事。
- (2) センターの広報及び産業技術の普及促進に関する事。
- (3) 試験研究等の総合調整及び企画に関する事。
- (4) 試験施設及び設備の利用に関する事。
- (5) 県内工業団体、研究機関等との連携及び調整に関する事。
- (6) 情報技術の試験研究及び指導に関する事。
- (7) 工業デザイン及び商品企画の研究開発及び指導に関する事。
- (8) 知的財産権及び技術革新の促進に関する事。

ものづくり室

- (1) 生産加工技術の試験研究及び指導に関する事。
- (2) 生産管理技術の試験研究及び指導に関する事。
- (3) 電子技術の試験研究及び指導に関する事。

半導体技術室

- (1) 半導体製造関連技術の試験研究及び指導に関する事。
- (2) 半導体応用技術の試験研究及び指導に関する事。
- (3) 半導体関連企業間の連携支援に関する事。

材料・地域資源室

- (1) 工業材料技術の試験研究及び指導に関する事。
- (2) 地域資源の試験研究及び指導に関する事。

食品加工技術室

- (1) 微生物応用技術の試験研究及び指導に関する事。
- (2) 食品関連企業等の加工及び流通技術の試験研究及び指導に関する事。
- (3) 県産農産物等の加工及び流通技術の試験研究及び技術指導並びに研修に関する事。
- (4) 県産農産物等を利用した製品開発の企画及び総合調整に関する事。

(専決事項)

第5条 所長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関する事。
- (2) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関する事。
- (3) 所属職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関する事。
- (4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関する事。
- (5) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事。
- (6) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。
- (7) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。
- (8) 個人情報保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。
- (9) 個人情報保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。
- (10) 第5号から第7号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。

- (11) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること(熊本県公有財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。)
- (12) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (13) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (14) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (15) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (16) 100万円未満の支出負担行為(第11号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (17) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (18) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。
- (19) 設備の一時使用承認に関すること。
- (20) 製作品の価格決定及び払下げ並びに依頼事項の受理及び費用弁償額の決定に関すること。
- (21) 熊本県産業技術センター条例(昭和27年熊本県条例第42号)及び熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づく使用料及び手数料額の決定に関すること。
- (22) 計量法(平成4年法律第51号)第10条の規定に基づく勧告及び公表に関すること。
- (23) その他軽易な事項に関すること。

2 所長は、あらかじめ指定した次長に次の事項について専決させることができる。

- (1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務(次長の服務を除く。)に関すること。
- (2) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
- (4) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (5) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (6) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (7) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (8) 100万円未満の支出負担行為(第4号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (9) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (10) 設備の一時使用承認に関すること。
- (11) その他軽易な事項に関すること。

3 総務管理室長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 計量関係の登録に関すること。
- (2) 計量器の検定に関すること。
- (3) 計量器の定期検査に関すること。
- (4) 基準器の検査に関すること。
- (5) 計量法に基づく諸申請の調査及び照会に関すること。
- (6) 計量法に基づく諸届書の処理に関すること。
- (7) 計量に関する報告の徴収に関すること。
- (8) 計量法に基づく特定市の長との協議に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在であるときは、次長が所長の事務を代決することができる。

2 所長及び次長がともに不在であるときは、総務管理室長が所長の事務を代決することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定のあるものを除く外、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和31年6月1日から施行し、昭和31年3月24日から適用する。(後略)

附 則 (昭和31年10月22日訓令第1984号の3)

この訓令は、昭和31年10月1日から適用する。

附 則 (昭和32年6月29日訓令甲第26号)

この訓令は、昭和32年6月10日から適用する。

附 則 (昭和36年9月1日訓令甲第32号)

- 1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和37年1月1日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則 (昭和38年3月30日訓令甲第7号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年10月26日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月31日訓令甲第5号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年8月1日訓令甲第24号の2)

この訓令は、(中略)昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (昭和41年3月22日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年8月15日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和42年8月15日から施行する。

附 則 (昭和43年5月7日訓令甲第15号)

- 1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和44年8月1日訓令甲第35号)

この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月31日訓令第4号の2)

- 1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和46年6月30日訓令第30号)

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月31日訓令第45号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年7月31日訓令第38号)

この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日訓令第7号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年7月17日訓令第19号)

この訓令は、昭和53年7月17日から施行する。

附 則 (昭和58年3月30日訓令第11号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年6月30日訓令第17号)

この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月28日訓令第4号)

この訓令は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月26日訓令第8号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月26日訓令第15号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和60年12月24日訓令第36号)

この訓令は、昭和60年12月24日から施行する。

附 則 (昭和61年12月24日訓令第22号)

この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則 (昭和63年9月28日訓令第23号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成元年3月31日訓令第9号)

- 1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成4年3月31日訓令第11号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第29号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日訓令第19号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日訓令第27号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第11号)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成20年3月31日訓令第12号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月20日訓令第44号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第50号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月3日訓令第1号)

この訓令は、平成28年3月3日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第35号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第23号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日訓令第7号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料3 熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)におけるカスタムメイド試験研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、カスタムメイド試験研究とは、企業等(以下「委託者」という。)からの委託を受けて公務として行う研究、試験、評価、調査等であって、これに要する経費(以下「委託料」という。)を委託者が負担するものをいう。

(委託料の見積依頼)

第3条 カスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、カスタムメイド試験研究に必要な委託料を申込み当たり事前に把握するため、熊本県(以下「県」という。)に、カスタムメイド試験研究の委託料の見積りを依頼するものとする。

(委託料見積書の提出)

第4条 前条の規定により委託料の見積依頼書が提出されたときは、県は見積依頼者に委託料の見積書を提出するものとする。

(カスタムメイド試験研究の申請)

第5条 前条の見積書の内容に同意のうえ、カスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、県に、カスタムメイド試験研究申込書を提出するものとする。

(カスタムメイド試験研究の受入れ)

第6条 県は、前条の申請があった場合には、当該試験研究の内容が次に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められた場合に受け入れるものとする。

(1) 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの。

(2) 県の産業振興に寄与するもの。

2 県は、前項によりカスタムメイド試験研究を受け入れることを決定したときは、カスタムメイド試験研究の受け入れに関する通知書により委託者に通知する。

(カスタムメイド試験研究契約)

第7条 前条の規定により受入れの決定をしたカスタムメイド試験研究について、県と委託者は、カスタムメイド試験研究に関する契約(以下、「契約」という)を締結するものとする。

2 前項の場合において、契約の額が 200 万円以下の契約については、県は契約書の作成を省略することができる。

(委託料)

第8条 委託者は、前条の規定により締結した契約に定める委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、直接経費(旅費、需用費、原材料費、備品費、技術料等)、及び間接経費の合計額とする。ただし、当該試験研究の遂行後、精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

3 前項の直接経費及び間接経費の算定基準については、産業技術センター所長が別に定める。

(委託料により取得した設備等の帰属)

第9条 委託料により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

2 前項の設備等の委託期間中における保守及び修理に要する経費は、原則として委託者の負担とする。

(委託者からの試験研究用資材及び設備の提供)

第10条 県は、委託者からカスタムメイド試験研究に伴う試験研究用資材及び設備(以下「試験研究用資材等」という。)の提供を受けることができる。

2 県は、前項の試験研究用資材等について、センターの職員が故意又は重大な過失によって損害を与えた場合を除き、当該研究用資材等の損害につき賠償する責を負わないものとする。

3 県は、カスタムメイド試験研究が終了し、若しくは中止し、又はカスタムメイド試験研究実施期間が満了(以下「カスタムメイド試験研究完了」という。)したときは、第一項の研究用資材等について、カスタムメイド試験研究完了時の状態で委託者に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、委託者の負担とする。ただし、委託者から無償譲渡の申出があった場合は、この限りでない。

(委託者からの研究員の派遣)

第11条 県は、委託者が当該委託者に所属する従業員等を研究員としてセンターに派遣することを、カスタムメイド試験研究実施期間内に限り認めることができる。

2 県は、前項の派遣研究員の派遣中の災害及び事故について、その責任を負わないものとする。

(計画の変更)

第12条 県は、カスタムメイド試験研究の遂行上必要がある場合は、計画を変更することができる。

2 前項の規定により研究内容、研究期間その他重要な事項を変更する場合は、委託者等と事前に協議の上、その承認を得なければならない。

3 県は、当該試験研究の目的に影響を及ぼさない範囲において、直接経費の費目間の流用を行うことができる。

4 前項の流用の額が、直接経費の20%以内の金額かつ契約額を増減させないものについては軽微な変更とし、県は委託者の事前の承認及び確認文書の交付を要することなく、流用を行うことができる。

5 県は前項の規定により流用を行った場合は、カスタムメイド試験研究完了時に提出する収支報告書において、その内容を報告するものとする。

(研究の遂行および損害賠償)

第13条 県は、本カスタムメイド試験研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については、委託者に対してその賠償を請求しない。ただし、委託者の故意または重大な過失に起因して県が損害を被ったときは、委託者は県の損害を賠償するものとする。

2 県は、カスタムメイド試験研究の遂行に当たり、センターの職員が故意又は重大な過失によって委託者に損害を与えたときは、県は、委託料の額を限度としてその損害を賠償するものとする。

(委託料の未納等による契約の解除)

第14条 次の各号に該当するとき、県は契約を解除することができる。

(1) 委託者が委託料を期日までに支払わないとき、又は研究用資材等を期限までに提供しないとき。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 委託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、この号において「暴力団員」という。)又は熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。)第2

条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 委託者の役員または使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。)が委託者若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 委託者の役員又は使用人が委託者の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 前項の場合において、県は、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(天災等による契約の解除)

第15条 県は、天災その他やむを得ない事由があるためカスタムメイド試験研究の遂行が困難となった場合は、当該カスタムメイド試験研究を中止することができる。

2 前項の規定によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、カスタムメイド試験研究契約を解除するときは、委託者が支払った委託料から既に支出された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還する。

3 県は、カスタムメイド試験研究が天災その他やむを得ない事由により契約期間内に終了しなかったときは、その責めを負わない。

4 委託者からの申出によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、契約を解除する場合には、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(カスタムメイド試験研究の完了)

第16条 県は、カスタムメイド試験研究完了時は、遅滞なく、その結果についてカスタムメイド試験研究報告書及び収支報告書により委託者に報告しなければならない。

(委託料の精算)

第17条 県は、カスタムメイド試験研究を終了し、又は中止したときは、前条の報告により、遅滞なく委託料の精算を行い、その精算額が委託者が既に支払った委託料に満たないときは、その差額を委託者に返還するものとする。

(試験研究結果による委託料の不還付)

第18条 委託者は、委託者の期待した試験研究結果が得られていないという理由で、委託料の返還を県に要求できない。

(秘密保持)

第19条 委託者は、カスタムメイド試験研究において知り得た情報を秘密として保持しなければならないものとし、県は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条に規定する守秘義務を遵守し、委託者の不利益とならないよう配慮するものとする。

(特許を受ける権利)

第20条 カスタムメイド試験研究の実施により得られた発明等に係る特許を受ける権利の持分は、発明への貢献度に応じて、県と委託者が協議の上で定めるものとする。

2 前項により発生した発明等の業務を担当した熊本県職員の権利の継承については、熊本県職務発明等に関する規程(平成2年3月30日訓令第25号)に基づき取扱いを決定するものとする。

3 前2項の規定により県と委託者が共同で特許出願する場合は、共同出願契約を締結するものとする。

(準用)

第21条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、プログラム等の著作権並びに回路配置利用権及び回路配置利用の登録を受ける権利について準用する。

(カスタムメイド試験研究完了後の成果の報告)

第22条 県は、カスタムメイド試験研究完了後、本カスタムメイド試験研究の展開状況について、委託者に報告を求めることができる。

(試験研究成果の利用)

第23条 委託者は、当該試験研究の成果を広告宣伝、広報活動、営業資料その他これらに類する目的で県の名称等を使用しようとする場合は、あらかじめ県の確認を受けなければならない。

2 委託者は、当該試験研究の成果の利用にあたっては、当該データ等の内容を正確に表示するとともに、県が委託者の製品、サービスの品質、性能若しくは内容を保証し、又はこれを推奨しているかのような誤解を生じさせる表示を行ってはならない。

3 カスタムメイド試験研究の実施により得られた試験研究成果の利用は、委託者の責任において行うものとする。当該成果の利用により企業又は第三者に損害が生じた場合であっても、県はその責任を負わない。

4 県は、委託者の行為が前項に適合しない場合は、委託者に内容の修正又は使用の中止を求めることができる。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程は、改正規定の施行の日以後の申込みに係るカスタムメイド試験研究から適用し、同日前の申込みに係るカスタムメイド試験研究については、なお従前の例による。

熊本県産業技術センター

〒862-0901 熊本市東区東町三丁目11番38号

TEL: 096-368-2101 (代表) FAX: 096-369-1938

ホームページアドレス <https://www.kumamoto-iri.jp/>

発行者	: 熊本県
所 属	: 産業技術センター
発行年度	: 令和8年度